

## Ⅲ 風水害対策編

Ⅲ－1	近年の水害による被害状況 .....	149
Ⅲ－2	水位観測装置及び水位警報装置 .....	151
Ⅲ－3	透水性舗装施工実績 .....	151
Ⅲ－4	公園、児童遊園内流出抑制施設設置工事实績 ...	153
Ⅲ－5	気象等の注意報・警報の種類と発表基準 .....	154
Ⅲ－6	雨量観測所一覧 .....	156
Ⅲ－7	中野区、杉並区管内の特別定点 .....	156
Ⅲ－8	水防実施報告等の様式 .....	157
Ⅲ－9	水防工法 .....	164
Ⅲ－10	水防資器材の保有状況 .....	167
Ⅲ－11	公用負担権限証明 .....	167
Ⅲ－12	公用負担命令票 .....	168



## Ⅲ-1 近年の水害による被害状況

項目 年月日原因	浸水地域	降雨量		浸水世帯数		
		総雨量	時間最大雨量	床上	床下	計
昭和56年7月22日 集中豪雨	高田1・2・3丁目及び 下水道幹線等の低地帯	mm 78.0	mm 55.0	世帯 223	世帯 627	世帯 850
昭和56年10月22日 台風第24号	高田1・2・3丁目	192.0	37.0	481	191	672
昭和58年6月10日 集中豪雨	下水道幹線等の 低地帯	47.0 (但し40分間雨量)	47.0	14	476	490
昭和62年7月25日 集中豪雨	下水道幹線等の 低地帯	65.0	50.0 (30分間)	10	138	148
昭和62年7月31日 集中豪雨	下水道幹線等の 低地帯	75.0	60.0 (30分間)	109	1,123	1,232
平成元年8月1日 集中豪雨	下水道幹線等の 低地帯	159.5	46.0	0	32	32
平成2年7月26日 集中豪雨	下水道幹線等の 低地帯	26.5	25.5 (30分間)	0	162	162
平成5年8月27日 台風第11号	下水道幹線等の 低地帯	248.5	36.5	1	113	114
平成6年7月18日 集中豪雨	下水道幹線等の 低地帯	198.0	49.5	3	12	15
平成6年9月2日 集中豪雨	下水道幹線等の 低地帯	181.0	49.0	0	27	27
平成7年9月16日 台風第12号	(風雨による街路樹 倒木3本)	81.5	11.0	0	0	0
平成8年9月22日 台風第17号	(一部破損2棟)	203.5	30.0	0	0	0
平成9年6月20日 台風第7号	(一部破損2棟)	63.0	12.0	0	0	0
平成10年8月29日 集中豪雨	下水道幹線等の 低地帯	66.0	26.5	0	5 (他2)	5
平成10年9月15日 台風第5号	下水道幹線等の 低地帯	mm 124.5	mm 54.0	世帯 0	世帯 1 (他19)	世帯 1
平成11年7月21日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	61.0	45.0	76	15	91
平成11年7月22日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	35.5	35.0	12	6	18
平成11年8月13日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	148.5	24.0	8	1	9

項目 年月日原因	浸水地域	降雨量		浸水世帯数		
		総雨量	時間最大雨量	床上	床下	計
平成11年8月24日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	60.0	59.0	40	1	41
平成11年8月29日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	84.5	60.5	131	38	169
平成11年10月27日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	76.5	26.0	1	5	6
平成12年7月4日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	67.7	58.5	10	1	11
平成12年8月5日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	60.5	59.5	19	3	22
平成12年9月12日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	18.0	18.0	38	0	38
平成13年7月18日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	34.0	21.5	0	5	5
平成13年8月22日 台風第11号	下水道幹線沿い等の 低地帯等	118.5	23.0	0	1	1
平成14年8月2日 集中豪雨	下水道幹線沿い等の 低地帯等	55.0	50.0	0	14	14
平成16年10月9日 台風第22号	下水道幹線沿い等の 低地帯等	219.5	54.5	1	9	10
平成16年10月20日 台風第23号	下水道幹線沿い等の 低地帯等	189.5	29.5	0	8	8

### Ⅲ-2 水位観測装置及び水位警報装置

#### 水位観測装置

観測所名	所在地	観測担当	電話
曙橋	豊島区高田2-1-10先	土木部道路整備課	3981-1111

#### 水位警報装置

地区	場所	吹鳴位置	吹鳴方法
高田地区 (神田川)	(1) 高田2-5-26 吉祥染色脇	曙橋桁下 1.9m	一度吹鳴すると20分間休止
	(2) 高田2-1-12 星野ビル脇		
	(3) 高田1-18-1 三島橋脇	(川底より 6.0m)	○—20秒—○      ○—20秒—○      ○—20秒—○
	(4) 高田1-13-15 渡辺染工脇		10秒                      10秒
	(5) 高田1-1-14 佐藤染業脇		20回10分

### Ⅲ-3 透水性舗装施工実績

(平成20年4月1日現在)

機関別	施工年度	施工箇所	施工面積 (㎡)
都	59年度	都道 441号線ほか	5,791
	60年度	441号線ほか	6,625
	61年度	305号線ほか	4,038
	62年度	8号線ほか	10,774
	63年度	8号線ほか	2,761
	元年度	305号線ほか	3,702
	2年度	8号線ほか	6,586
	3年度	436号線ほか	5,385
	4年度	305号線ほか	4,154
	5年度	8号線ほか	3,937
	6年度	(施工なし)	0
	7年度	(施工なし)	0
	8年度	317号線	652
	9年度	(施工なし)	0
	10年度	305号線	1,400
	11年度	305号線ほか	2,800
12年度	305号線	1,320	
13年度	436号線ほか	1,200	
14年度	(施工なし)	0	

機関別	施工年度	施 工 箇 所	施工面積 (㎡)
都	15年度	都道 4 3 5号線ほか	2,077
	16年度	3 0 5号線ほか	3,551
	17年度	3 0 5号線	2,328
	18年度	(施工なし)	0
区	58年度	豊島区道 3路線	3,604
	59年度	5路線	3,820
	60年度	7路線	6,172
	61年度	4路線	2,934
	62年度	1 3路線	4,587
	63年度	1 3路線	5,411
	元年度	5路線	1,313
	2年度	5路線	4,283
	3年度	8路線	3,331
	4年度	3路線	758
	5年度	4路線	1,228
	6年度	8路線	2,995
	7年度	2路線	890
	8年度	4路線	1,129
	9年度	1路線	107
	10年度	1路線	90
	11年度	2路線	791
	12年度	2路線	1,357
	13年度	2路線	1,053
	14年度	1路線	489
15年度	1路線	2,340	
16年度	3路線	3,313	
17年度	0路線	0	
18年度	1路線	517	
19年度	0路線	0	

## Ⅲ-4 公園、児童遊園内流出抑制施設設置工事実績

(平成19年4月1日現在)

年度	施 工 箇 所	施工面積 (㎡)	浸透柵 (個)	浸透U形 溝(m)	浸透管 (m)	地下浸透 施設(㎡)
57	高田公園 他1	1,666	18	11.5	76.5	
58	駒込東公園 他4	7,521	24	183.0	74.0	
59	高田一丁目児童遊園 他1	761	10	19.6	71.3	
60	雑司が谷公園 他5	6,900	19	81.3	229.3	
61	千早公園 他3	4,718	7	39.2	0	
62	高田第三公園 他4	4,249	7	110.4	64.0	
63	千川親水公園 他5	3,144	22	82.8	102.8	
元	日之出公園 他5	6,828	17	85.0	519.4	
2	千早フラワー公園 他1	5,189	11	36.1	120.7	
3	北大塚公園 他10	8,275	45	210.9	381.9	
4	上池袋さくら公園 他2	6,241	34	60.7	444.0	
5	南大塚からたち公園	954	7	6.0	71.4	
6	雑司が谷みみずく公園 他3	2,754	11	23.6	105.5	
7	長崎公園 他1	3,940	7	12.2	67.0	327
8	池袋の森 他5	6,060	5	27.8	58.0	
9	南池袋第二公園 他5	2,476	12	14.0	96.5	
10	南長崎花咲公園	1,315	7	0	46.3	
11	池袋駅前公園 他1	4,752	13	0	126.1	
12	南池袋一丁目児童遊園	534	0	0	10.2	
16	堀の内公園	1084	6	0	67.6	
17	東池袋公園	3221	21	324.0	14.2	280
18	椎名町公園 他2	6121	15	124.0		39

Ⅲ-5 気象等の注意報・警報の種類と発表基準

(平成19年4月現在)

種類	地域		発表基準			
注意報	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される時。 具体的には次の条件に該当する場合				
			1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量	
		東京地方	23区東部	30mm以上	70mm以上	130mm以上
			23区西部			
			多摩南部			
			多摩北部			
			多摩西部	50mm以上	90mm以上	180mm以上
		伊豆諸島	伊豆諸島北部	30mm以上 ただし総雨量70mm以上	50mm以上	150mm以上
			神津島、新島	20mm以上	40mm以上	80mm以上
			伊豆諸島南部	30mm以上	60mm以上	150mm以上
注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起する必要がある時。具体的には次の条件に該当する場合				
		東京地方	潮位が、東京湾平均海面 (T.P.) 上2.0m (A.P. 上3.1m) 以上と予想した場合			
		伊豆諸島北部	潮位が、東京湾平均海面 (T.P.) 上2.0m以上と予想した場合			
		伊豆諸島南部	潮位が、八丈島平均海面 (M.S.L.) 上2.0m以上と予想した場合			
注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される時。 具体的には次の条件に該当する場合				
			1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量	
		東京地方	23区東部	30mm以上	70mm以上	130mm以上
			23区西部			
			多摩南部			
			多摩北部			
			多摩西部	50mm以上	90mm以上	180mm以上
		伊豆諸島北部	50mm以上	100mm以上	150mm以上	
伊豆諸島南部	50mm以上	—	300mm以上			

種 類	地 域		発 表 基 準			
警 報	大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。 具体的には次の条件に該当する場合				
				1 時 間 雨 量	3 時 間 雨 量	2 4 時 間 雨 量
		東 京 地 方	2 3 区 東 部	50mm以上 ただし総雨量80mm以上	90mm以上	200mm以上
			2 3 区 西 部			
			多 摩 南 部			
	多 摩 北 部					
	多 摩 西 部	70mm以上	90mm以上	180mm以上		
	伊 豆 諸 島 北 部	50mm以上 ただし総雨量150mm以上	100mm以上	300mm以上		
	伊 豆 諸 島 南 部	50mm以上 ただし総雨量150mm以上	100mm以上	300mm以上		
		三宅島 ※1	30mm以上	60mm以上	200mm以上	
高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起する必要がある とき。具体的には次の条件に該当する場合					
	東 京 地 方	潮位が、東京湾平均海面 (T.P.) 上3.0m (A.P. 上4.1m) 以上と予想した場合				
	伊 豆 諸 島 北 部	潮位が、東京湾平均海面 (T.P.) 上2.5m以上と予想した場合				
伊 豆 諸 島 南 部	潮位が、八丈島平均海面 (M.S.L.) 上3.0m以上と予想した場合					
洪 水 警 報	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想されるとき。 具体的には次の条件に該当する場合					
			1 時 間 雨 量	3 時 間 雨 量	2 4 時 間 雨 量	
	東 京 地 方	23 区 東 部	50mm以上 ただし総雨量80mm以上	90mm以上	200mm以上	
		23 区 西 部				
		多 摩 南 部				
		多 摩 北 部				
	多 摩 西 部	70mm以上	120mm以上	250mm以上		
伊 豆 諸 島 北 部	80mm以上	150mm以上	300mm以上			
伊 豆 諸 島 南 部	100mm以上	—	500mm以上			

※1 三宅島では、火山灰による泥流発生等を考慮し、暫定基準を設定している。

注1) 気象庁が発表する高潮注意報及び警報の基準潮位は、東京湾平均海面(T.P.)、荒川工事基準面(A.P.)及び八丈島の平均海面(M.S.L)を併用する。なお、東京湾平均海面の0.0メートルは荒川工事基準面の1.13メートルにあたるが、実質上1.1メートルとして取り扱う。

注2) 大雨警報が発表されているときに、記録的な1時間雨量を観測または解析したときは、記録的短時間大雨情報として速報する。その発表基準雨量は、東京地方は100mm、伊豆諸島北部は80mm、伊豆諸島南部は80mmである。

発表官署	担当地域	指定して発表する地域	地 域 区 名
気象庁 予報部	東京地方	23区東部	台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
		23区西部	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区
		多摩南部	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市
		多摩北部	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市
		多摩西部	福生市、羽村市、青梅市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
気象庁 予報部	伊豆諸島 北 部	大 島	大島町
		新 島	新島村、神津島村、利島村
気象庁 予報部	伊豆諸島 南 部	八 丈 島	八丈町、青ヶ島村
		三 宅 島	三宅村、御蔵島村

※そのほか、“湾岸の海域”を付して示すことがある。

### Ⅲ-6 雨量観測所一覧

観測所名	所在地	観測担当	電 話	摘 要
豊 島	豊島区南大塚2-36-2 (四建)	情 報 班	(5978)1734	テレメーター局
練 馬	練馬区豊王北6-12-1 (練馬区役所)	〃	〃	〃
石 神 井	練馬区上石神井3-37 (愛宕橋)	〃	〃	〃
田 無	西東京市南町5-6-13 (田無庁舎)	〃	〃	〃
赤 塚	板橋区赤塚6-38-1 (板橋区赤塚支所)	〃	〃	〃
越 後 山 橋	練馬区土支田4-47	〃	〃	〃
区民センター	豊島区東池袋1-20-10	総 務 部 防 災 課	(3981)1111	
高 田 公 園	豊島区高田1-28-3	総 務 部 防 災 課	〃	

### Ⅲ-7 中野区、杉並区管内の特別定点

河川名	定点名	位 置	担当班	備 考
妙正寺川	千歳橋	中野区沼袋3丁目地先	中 野 区	警戒水位天端高より 1.10m下り 指定水位 〃 2.10m下り
善福寺川	松見橋	杉並区荻窪2丁目地先	杉 並 区	〃 1.00m下り 〃 1.90m下り
神 田 川	向陽橋	杉並区永福3丁目地先	杉 並 区	〃 1.90m下り 〃 2.40m下り

### Ⅲ-8 水防実施報告等の様式

#### 1. 水防概況報告

この報告は特に迅速を要するため、水防管理者は第四建設事務所に対し一応電話で概況を連絡し、報告書を提出する。

#### 2. 水防実施報告

水防管理者は、水防作業終了後3日以内に、第四建設事務所経由都水防本部（建設局）へ水防実施報告を行う。

#### 水防実施状況報告等の様式

##### 様式1

平成 年 月 日	
東京都知事 殿	
水防管理者 印	
又は署長	
水 防 実 施 状 況 報 告 書	
水防作業の日時	平成 年 月 日 自 日 時 至 日 時
水防作業の場所	川 岸 区 市 町 地内 都
水防作業状況	工 法 延長 m 巾又は高さ m
使用資材数	袋 木材 m <sup>3</sup> その他
出動作業員数	消防団 名 傭人夫 名 その他 名
民地の被害及び交通制限等	

備 考 (1) この報告書は、建設局河川部防災課に提出すること。

(2) 水防管理は、所を経由すること。



様式3

事項	節別	金額	算出基礎	摘要
人件費				
手当 その他	賃金 共済費		人数 @ ○○×○○○=○○○	備上人夫等を@別に記載のこと。 保険料別に記載のこと。
物件費				
資材費	一般需用費 原材料費			品目別に記載のこと。 〃
器材費	一般需用費 備品費 使用料及び賃借料			〃 〃 〃
運搬費	光熱水費 役務費 使用料及び賃借料			〃 〃 〃
応急工事	工事請負費			設計書は別紙とすること。
その他	○○○○○			品目別に記載すること。
合計				



様式乙

毎 時 降 雨 量

時間	月日	月 日	月 日	月 日
09～10				
10～11				
11～12				
12～13				
13～14				
14～15				
15～16				
16～17				
17～18				
18～19				
19～20				
20～21				
21～22				
22～23				
23～00				
00～01				
01～02				
02～03				
03～04				
04～05				
05～06				
06～07				
07～08				
08～09				
計				
累 計				

取扱者氏名印

(注) この報告書は河川部計画課宛送付すること。

番号  
平成 年 月 日

建設局 河川部長 殿

事務所長

### 水位及び潮位状況報告について

当所管内に設置せる量水標 による 月 日から 月 日までの  
水位及び潮位状況について下記のとおり報告します。

#### 記

#### 水位及び潮位状況報告

河川名	量水標名	今回最高日時	今回 最高水位	警戒水位	計画高 水位	既往 最高水位	摘 要

#### 水位及び潮位状況報告

	河川名						
	量水標名						
観測日時							
日 時 分		m	m	m	m	m	m

取扱者氏名印

(注) この報告書は河川部計画課宛送付すること。

No. \_\_\_\_\_

公共土木施設被害状況報告書  
(平成 年 月 日～ 月 日の による)

〔 都 工 事 〕  
〔 市 町 村 工 事 〕

年 月 日

対象外	番号	出張所名	河川 および 海岸名	被害箇所			被害概況	予定復旧工法		復旧 予定額 (千円)	摘要
				区都市	町村	大目 字標		工種	延長(L) 高(H) 巾(B)		

- 対象別記号
- × 河川
  - 海岸
  - 砂防設備
  - ⊕ 地すべり防止施設
  - △ 急傾斜地前崩壊防止施設
  - 道路
  - △ 橋梁
  - ⊖ 下水道

- 備考
1. 被害発生を確認した場合は、ただちに電話等で報告すること。
  2. 被害発生後7日以内に報告書(様式-1、2)を作成して提出すること。
  3. 管理者が建設事務所長にあつては建設局長あてに、区市町村長にあつては都知事あてにそれぞれ提出すること。
  4. 報告書には資料として被害箇所案内図、状況写真、気象資料等を添付すること。
  5. 公共土木施設とは次の施設をいう。
    - ・河川
    - ・海岸
    - ・砂防設備
    - ・地すべり防止施設
    - ・急傾斜地前崩壊防止施設
    - ・道路(橋梁含む)
    - ・下水道
  6. 電話報告を行う場合、道路被害にあつては建設局道路管理部保全課、その他の被害にあつては同局河川部防災課に連絡すること。  
報告書は全被害をまとめ、建設局河川防災課に提出すること。

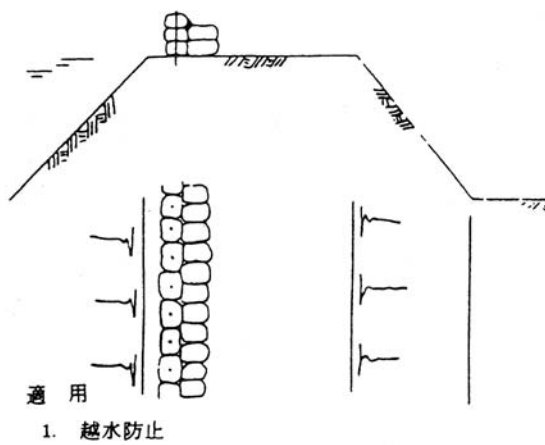
Ⅲ 風水害対策編

Ⅲ-9 水防工法

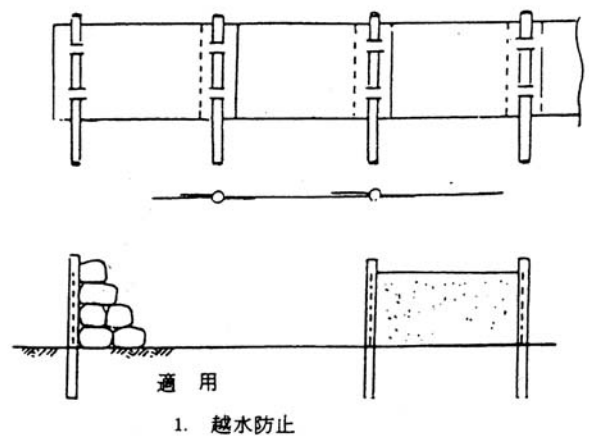
- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| 1. 積土のう    | 越水防工                  |
| 2. 月の輪     | 漏水からの堤体防護及び堤体損壊時の応急措置 |
| 3. 薄銅板土留   | 越水防止                  |
| 4. 木流し     | 堤体崩落の拡大防止             |
| 5. 裏法積土のう  | 〃                     |
| 6. 蓆張り     | 堤体崩落の拡大防止             |
| 7. 折返し     | きれつによる堤体弱化的防止         |
| 8. 五徳縫い    | 堤体弱化的防止               |
| 9. 築廻り     | 堤体の強化                 |
| 10. 川倉     | 堤体崩落の拡大防止             |
| 11. 矢板締切り  | 堤体欠壊箇所の応急措置           |
| 12. 連絡水のう  | 越水防止                  |
| 13. ベニヤ板工法 | 人孔噴出防止                |

水防災工法図解

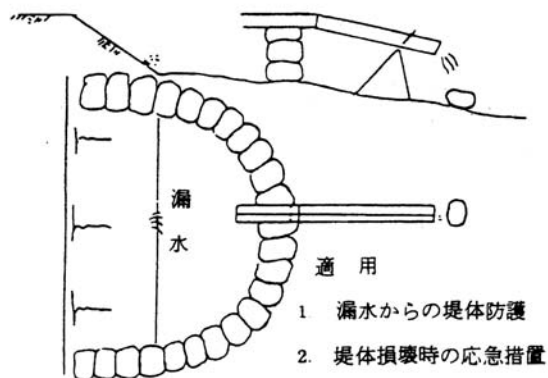
1. 積土のう



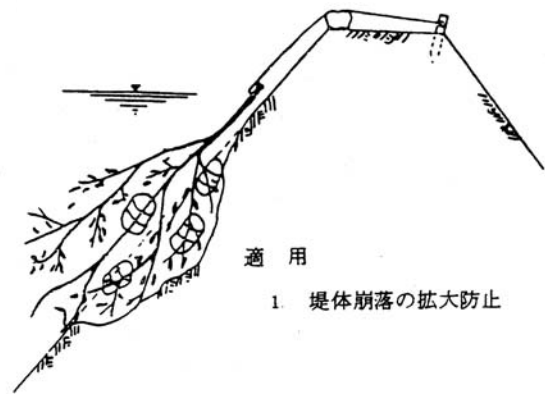
3. 薄銅板土留



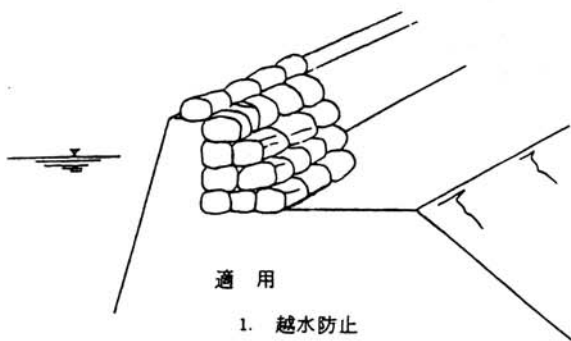
2. 月の輪 (円形の場合は「釜築き」という)



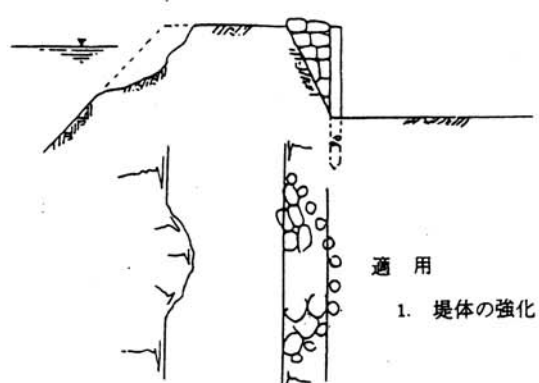
4. 木流し



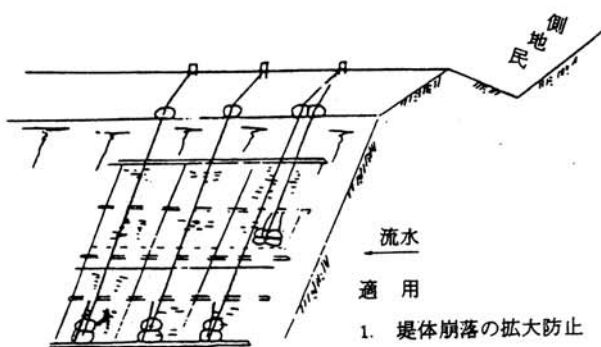
5. 裏法積土のう



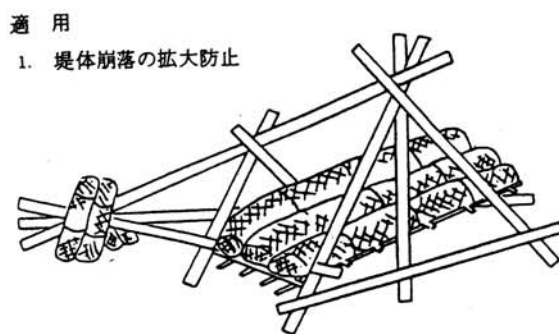
9. 築廻り



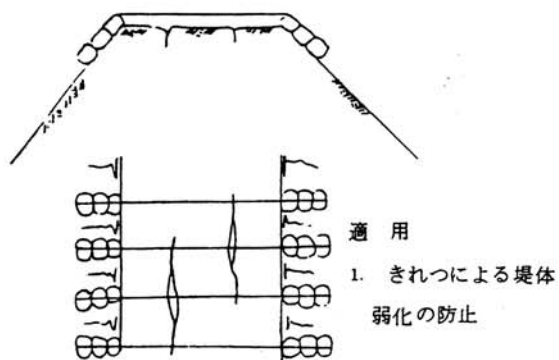
6. 席張り



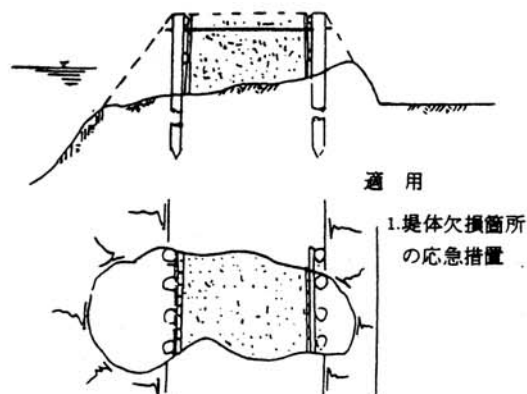
10. 川倉



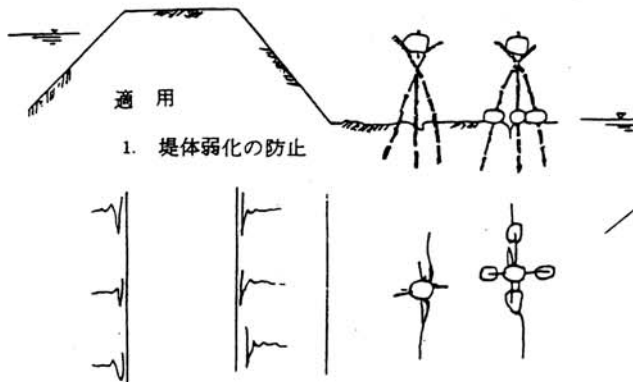
7. 折返し



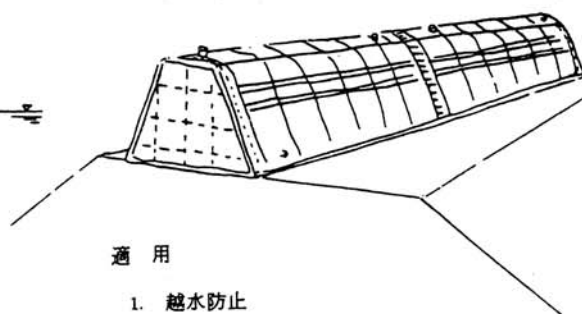
11. 矢板締切り



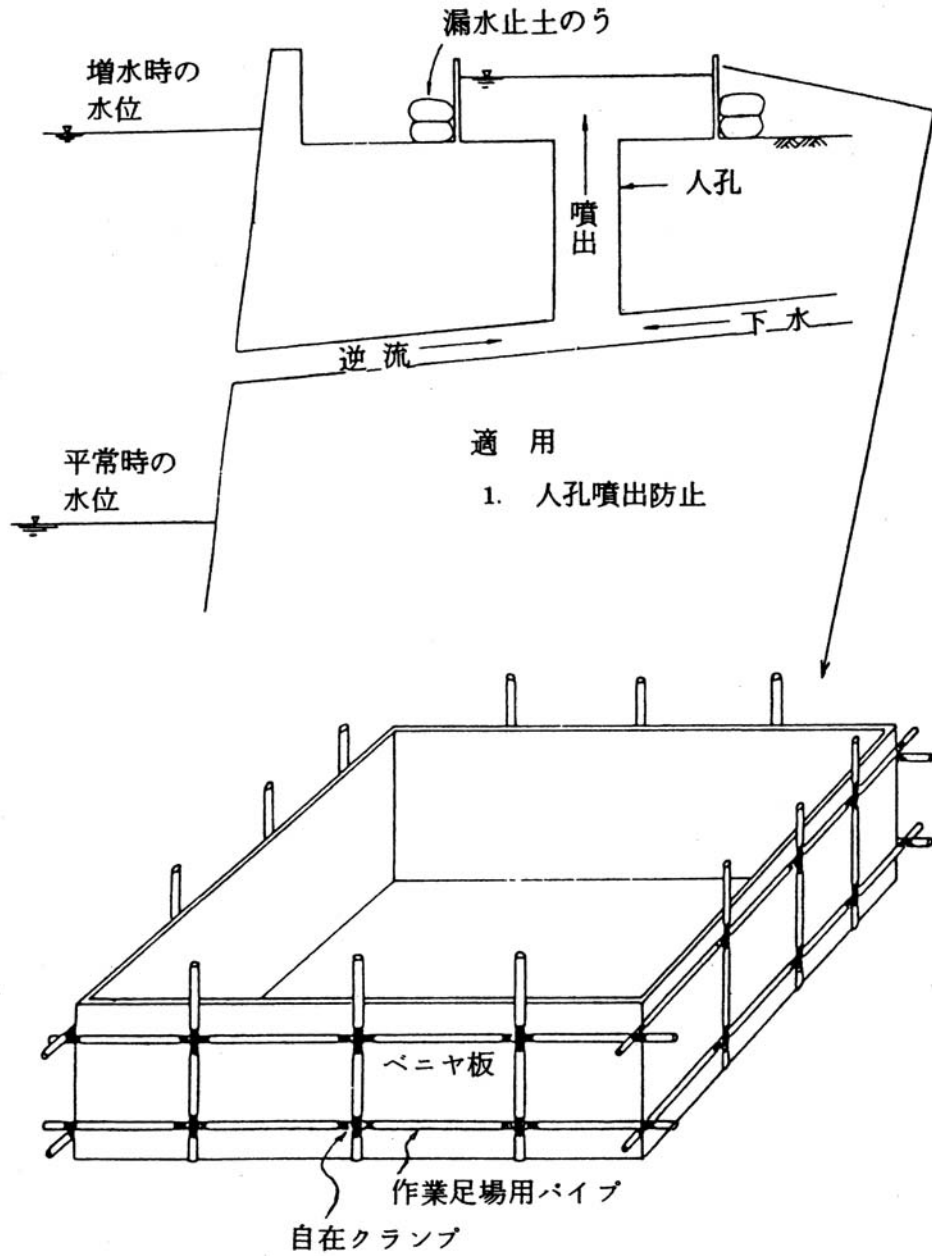
8. 五徳縫い



12. 連絡水のう



13. ベニヤ板工法



## Ⅲ－10 水防資器材の保有状況

(平成18年4月末現在)

名 称		道路工事事務所	公園管理事務所	放置自転車対策事務所	計	第四建設事務所
住 所		上池袋 3-17-1 3916-6636	千 早 2-1-14 5995-3011	南池袋 2-21-1 3983-2654		南大塚 2-36-2 5978-1734
土 の う 類	枚	2,000	500	—	3,300	60,365
S P パイル	本	—	—	—	—	8,490
矢 板	枚	—	—	—	—	379
木材 (角・板)	m <sup>3</sup>	0.5	0.2	0.2	0.9	2.2
鉄 線	kg	50	30	60	160	450
鉄線 (かご)	本	—	—	—	—	50
シ ョ ベ ル	丁	150	50	70	260	240
ツ ル ハ シ	丁	50	10	6	65	63
か け や	丁	5	3	3	14	68
カ ッ タ ー	丁	10	10	15	35	38
ノ コ ギ リ	丁	10	10	15	28	40
ナ タ	丁	10	5	0	20	29
縄	m	300	200	700	1,400	25,950
簡易杭打器	丁	—	—	—	—	—
排 水 車	台	—	—	—	—	1
ポ ン プ	台	6	2	1	9	—
防水シート	m <sup>2</sup>	390	—	—	390	—
水 の う	袋	—	—	—	—	400

## Ⅲ－11 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者または消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示すること。

(法第28条)

公用負担権限委任証明書	
第 号	身 分 氏 名
上の者に〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
水 防 管 理 者	
氏 名 印	
(または消防機関の長)	

### Ⅲ-12 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずべき者に交付するものとする。

ただし、現場の事情により、その暇のないときは事後において直ちに処理するものとする。【法第28条（公用負担）】

番 号  公 用 負 担 命 令 票  住 所 負担者氏名				
物 件	数 量	負担内容（使用、所用、処分等）	機 関	摘 用
水防法第28条の規定により上記物件を収用（使用または処分）する。 平成 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     水 防 管 理 者 氏 名 印                      （または消防機関の長）                      事 務 取 扱 者 氏 名 印                 </div>				